

情報提供日	2024年(令和6年)5月9日
問い合わせ先	総務局職員室
	078-918-5006(内線2420)

職員の処分について

以下のとおり、懲戒処分の発令を行いましたので、お知らせします。

1 事案の概要

当該職員は、小学校区コミュニティ・センター所長であった令和5年度において、通帳を預かり、管理していた小学校区まちづくり組織の口座から複数回に渡り、現金を不正に引き出し、計1,763,958円を着服したもの。

なお、当該着服額は、令和6年5月1日に、本人が全額返済している。

2 処分対象者及び内容

対象者	処分
市民生活局 再雇用職員(67歳)	免職

3 処分発令日

令和6年5月9日

4 その他

(1) 追加調査の結果、上記の案件に加え、当該職員が令和6年4月から勤務している厚生館において、事務局として経理に携わっていた厚生館運営委員会の口座から現金を不正に引き出し、279,648円を着服していたことが判明しました。

なお、当該着服額は、令和6年5月8日に、本人が全額返済しています。

(2) 市は、令和6年5月8日に、追加判明事案も含め、明石警察署に通報を行いました。